

# いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) 本校の基本方針

#### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、第一中学校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を実践する。

#### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### (1) いじめの未然防止に関する事項

ア 生徒の豊かな情操と人権感覚や道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動（生徒会活動）に対する指導・支援を行う。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。

### (2) いじめ及びその兆候の早期発見に関する事項

ア いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対し定期的な調査を月1回実施する。

イ 調査の結果を受け、状況を生徒指導等対策委員会で図り、いじめの認知を行う。

ウ いじめ調査実施後、担任との面談を早急に実施する。

エ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

オ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ不登校等対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特別支援教育担当、人吉っ子アドバイザー、関係職員

〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関する事。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関する事。

〈開催〉 月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

### (3) いじめに関する事案への対処に関する事項

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめにより精神的に大きなショックを受けているような場合には、速やかに関係機関や専門機関とのつなぎを行い、生徒、保護者の精神的な安定を図る。

オ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 加害生徒への指導も継続的に行い、再発防止に努めるとともに、精神的な成長を促していく。

キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) 教育委員会及び学校と保護者、地域住民、関係機関、関係団体等との連携体制の整備に関する事項

以下で構成する「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に会を開く。学校におけるいじめの対策方針、指導計画等の情報について公表し、いじめ防止にむけた支援体制を図る。緊急な対応を必要とするいじめ事案が発生した場合は、速やかに会を開催する。

○学校職員 ○学校運営協議会委員 ○保護者代表 ○主任児童委員

○人吉っ子アドバイザー

(5) 学校がいじめ対策を実施する際に留意すべき事項

ア いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

イ 生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話等の情報モラル研修会等を行う。

(6) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、人吉市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ対策委員会）を開く。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) いじめ対策の実施の状況の評価に関する事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に第一中学校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。